

公 示

九運公第88号

鉄道事業法第28条の2第2項及び鉄道事業法施行規則第42条の2の規定により次のとおり公示する。

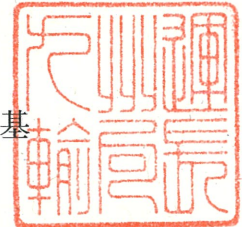
なお、本件公示に係る事案に利害関係を有し、当局の行う意見聴取を受けようとする者は、鉄道事業法施行規則第42条の4の規定により、公示の日から10日以内に、下記事項を記載した意見聴取申請書を九州運輸局長あて提出されたい。

記

1. 意見聴取を申請する者の氏名又は名称及び住所
2. 届出の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する書類

令和8年1月6日

九州運輸局長 日向 弘基



意見聴取を行う廃止届出の件名	第一種鉄道事業の一部廃止届出
同事案番号	令和7年12月26日付け鉄計第323号
廃止の届出を行った鉄道事業者名	九州旅客鉄道株式会社
廃止の届出があった路線名及び区間	日田彦山線 添田～夜明間
廃止の予定日	令和9年3月31日
廃止を必要とする理由	平成29年7月九州北部豪雨による被災後、BRTでの復旧が行われ、令和5年8月の運行開始から2年が経過し、鉄道の代替交通として一定程度定着したため
意見聴取の申請方法	郵送による申請（消印が公示日から10日以内であること）又は、当運輸局への申請書の持参によること。
意見聴取の実施予定日	実施予定日の10日前までに別途通知
意見聴取を行う場所	実施予定日の10日前までに別途通知

（注）利害関係人とは、鉄道事業法施行規則第42条の3に規定する者をいう。